

## 平成 27 年度 社会福祉法人ささの会本部事業報告

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、障害者支援施設「どうかん」（以下どうかん）の経営およびグループホーム「ほがらかホーム」（以下ほがらかホーム）、多機能型事業所「ぼとふ館」（以下ぼとふ館）、さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下ささぼし）、指定特定相談事業所「レタス」（以下レタス）、指定特定相談事業所「セロリ」（以下セロリ）の経営を行った。

社会福祉法人の在り方については前年度から継続して検討し、目指すべき方向として、①地道に地域の実情とニーズに応じた実践を重ねていくこと、②困っている人がサービスの隙間におちることのないようなサービスの創出を目指すこと、③地域に根差した支援システムづくりを進めること、を確認した。

その上で、社会福祉法の改正に向け、理事会の運営方法、理事・評議員の構成、社会貢献の取り組み内容など、多角的に議論した。

また、平成 27 年 4 月に多機能型事業所「ぼとふ館」が開所し、通所事業、単独型短期入所事業、指定特定相談事業、居宅介護事業（平成 28 年 5 月開所）を併設し、地域における障害支援の拠点を目指して運営が始まった。

関係機関の協力を得て、定員（生活介護・定員 25 名、就労継続支援 B 型・定員 10 名）の充足はスムーズに進んだ。運営当初の事業収支は不安定であったが、年度後半は定員も充足し、設備投資分を除けば、収支は安定した。しかし、単独型短期入所事業と居宅介護事業については、高いニーズがあるにもかかわらず、昨今の人材確保の困難さ等から計画通りに実施ができなかった。拠点機能の整備は引き続き次年度に進めていきたい。

法人が運営する事業所が 6 か所となり、煩雑化した事務業務に混乱はあったものの、事業の拡大によって、地域ニーズに対応するキャパシティの向上、幅広い人材の育成など、法人としての可能性が広がった。今後は各事業所の有機的な連携のもと、さまざまなサービスや機能を柔軟に活用した実践を進めていきたい。

### 【平成 27 年度法人重点事項】

- ① 権利擁護の徹底
- ② 法人事業所の有機的連携による地域に根ざしたサービス体系の整備
- ③ 岩槻区における地域システムの構築及び機関ネットワークづくり
- ④ 新しい時代における社会福祉法人の在り方、経営に関する研究

平成 27 年度の事業報告は以下の通りである。

### 1. 理事会、評議員会の開催

理事会 6 回、評議員会 4 回を開催した。日時と内容は以下の通りである。

第 1 回理事会・第 1 回評議員会	平成 27 年 5 月 28 日
第 2 回、第 3 回理事会・第 2 回評議員会	平成 27 年 8 月 19 日
第 4 回理事会	平成 27 年 10 月 21 日
第 5 回理事会・第 3 回評議員会	平成 27 年 11 月 18 日
第 6 回理事会・第 4 回評議員会	平成 28 年 3 月 28 日

第2回、第3回理事会および第2回評議員会では役員改選が行われた。また、グループホームのスプリンクラー設置業者にかかわる競争入札は平成27年11月18日に理事、評議員立会いのもととり行われ、第4回理事会で承認された。常任理事会は月1回のペースで行ない、各事業所から管理職が出席した。

## 2. 新しい時代の社会福祉法人の在り方の検討（2か年計画）

### （1）経営の透明化

家族会・後援会等で、財務諸表、事業報告書等を報告した。  
ホームページをリニューアルし、財務諸表、事業報告書等を公開した。  
情報公開の内容については、今後さらに充実させていきたい。

### （2）コンプライアンスの強化

事業が増え、若干の見直しが必要となった諸規程の変更は速やかに行った。法人全体で、一定の基準を作り、サービスの水準をあげることに、適正な人材の育成につなげることを目的として、法人システム化委員会を中心として、共通のマニュアルづくりやシステムの見直しなどを進めた。

平成27年10月6, 7, 8日、春日部税務署による「国税に関する実地調査」があった。いくつかの指摘とアドバイスがあり、今後の対策を検討した。

平成28年2月22日、日本年金機構による「厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の資格及び報酬等の調査」があった。特に指摘事項はなく、アドバイスを参考に今後の対策を検討した。

### （3）理事会・常任理事会の機能強化と法人運営体制の整備

常任理事会の月例の実施ができたことにより、参加者の意見を経営に生かすとともに、情報を共有して、多角的な分析による検討ができた。

利用者・家族、職員はもちろん、行政や地域、関係機関の声を聴く機会も大切にし、時代のニーズに対応した経営に努めた。

### （4）法人事務局の体制整備

#### ①法人事務局の設置

どうかんに法人事務局を設置し、本部事務局長、法人事務長を任命した。

法人事務局は、各事業所からの情報の集約に努め、必要に応じて、法人管理職会議その他の会議を招集し、事業の円滑な運営を図った。

#### ②法人管理職会議の設置

事業所の管理者を中心とした会議を毎週月曜日に開催し、各事業の進捗状況を把握するとともに、法人での方針を共有した。また、人事や採用、理事会・評議員会の開催内容の検討を行った。

また、管理職会議を通じて、事業所間の連携を強化するとともに、一つの事業所だけで課題を解決するのではなく、それぞれの立場から意見を出し合い、よりよい問題解決を図り、法人全体のシステムの改善に努めた。

#### ③法人委員会の設置

法人内共通の重要課題について、法人の理念や方針に基づいて、総合的、計画的に進めるため、法人事務局のもとに、権利擁護委員会、研修委員会、システム化委員会、リスク管理委員会、広報委員会の法人委員会を設置した。

各委員会は、法人事務局長を責任者として、各事業所における担当責任者が委員となって進めた。

それぞれの委員会では事業計画を作成し、年間で5～6回の会議を開催して、役割分担の上、実務にあたった。これまで進められなかった課題についても解決が進むなど、効果がみられている。また、事業所間の連携、交流の機会にもなった。波及効果により、各事業所内での委員会も活性化した。

主な具体的な成果は以下のようなもの

- ・ホームページのリニューアルによる、情報公開の推進
- ・ぼとふ館での業務マニュアルの整備
- ・虐待防止研修の実施
- ・防災計画をリスクマネジメントの視点に広げた見直し 等

今後も新たな制度への対応等、時宜に応じた課題への対応など、利用者の声や職員の意見が届きやすい体制のもと、進めていきたい。

#### ④ささの会サービス利用調整会議の設置

年度内にぼとふ館の定員が満たされ、どうかんも満床の状況の中で、利用希望者が絶えず、特に緊急性や社会的ニーズの高い希望者のサービス利用の調整が急務となった。

利用までの関係機関との調整が複雑になったこともあり、法人事務局のもと、「ささの会サービス利用調整会議」を設置した。法人事務局長、各事業所の管理者、その他必要に応じて専門職、担当者を招集し、各事業所の新規利用希望者の受け入れについて検討した。

#### (5) 安定した財務管理

事業の収支に関しては、初年度のぼとふ館が初期投資の費用等でマイナスとなったこと、特定相談事業所の収入が予想していたほど伸びなかった等があったが、他の事業はおおむね安定した収支で推移した。

事務業務が増えることを想定し事務員を増員したが、新会計の影響や法人事業の増加に伴う事務量の増加に対応しきれず、月の収支報告が遅れるなど、事務の運営面での課題が残った。次年度は法人で委託している会計士との連携をより密に取りながら、経営状況を把握するための会議を年4回行い、課題の改善を図ることとなった。

また、計画相談の実施に伴い、計画そのものの遅れや市町村ごとの対応の違い、担当者間の連携の不十分さから、受給者証の発行が遅れるなどして、請求が大幅に遅れる事案が発生してしまった。

#### (6) 法人独自の社会貢献活動の検討

社会福祉法人の社会貢献活動について、生活困窮者支援だけに関わらず、理事会で幅広く検討した。

### 3. 権利擁護の推進

#### (1) 障害者虐待防止法を遵守した予防と発生時の対応

年度内の虐待通報はなかった。

虐待が疑われる事例については、事業所内だけで解決せず、法人事務局を中心に内容を検討し、必要に応じて市町村担当課や権利擁護支援員に報告するなど、内部だけで判断しない対応の流れを作った。

繰り返し研修にも力を入れてきた中で、判断がつきにくいグレーゾーンの事例に対しても、職員から虐待として報告があがるようになり、早期に対応を検討することができるようになった。

## (2) 苦情解決・権利擁護の推進

昨年は県内、他県で大きな障害者虐待事件があり、職員会議等で繰り返し、報道されている事例等を取り上げ、権利擁護の意識の向上に努めた。

特に力を入れたのは、利用者の意思決定支援であり、サービス等利用計画や個別支援計画の作成の際にの丁寧な聞き取り、わかりやすい説明に努めた。

苦情受付は、法人全体で 52 件となった。事業所別では、どうかん 20 件、ぼとふ館 14 件、ほがらかホーム 16 件、ささぼし 2 件となった。

内容の内訳としては、職員の対応に関する事が全体の 48%、サービス内容に関する事が 33%、地域の苦情が 15%、その他（利用者間のトラブルなど）が 4%であった。

傾向としては、どうかんの利用者ご本人からの申し出が増えた。背景として、自治会活動「みんなの会」が定着し、本年度は虐待防止研修も実施したことから、利用者の権利意識がより高まり、申し出につながったと思われる。ぼとふ館は開所当初の準備不足から、苦情につながったものがあった。今後も、利用者からの苦情や要望が出しやすい環境づくりを進めたい。

## (3) 虐待防止研修の実施

11月13日 利用者向け研修として「みんなで学ぼう！話し合おう！虐待を防ぎ、権利を守る勉強会」、11月27日 職員向け研修 障害者虐待防止・権利擁護研修（ぼとふ館）、12月9日 職員向け研修 障害者虐待防止・権利擁護研修（どうかん）を実施した。利用者向けには、イラストを活用した資料、職員による寸劇などを通して、できるだけわかりやすい情報提供に努めた。

## 4. 法人事業所の多様な機能を組み合わせたサービス体系の整備

### (1) 入所、グループホームなど、選択できる様々な暮らしの場の提供

平成 26 年 4 月に単身型グループホーム はちみつホームを、平成 26 年 12 月にサテライト型グループホームりんごホームを設置したが、地域から見学に来られる方が多く、ニーズの高さが伺えた。

にんじんホームの空きができたため、どうかんからの地域移行をめざしたが、実現はできなかった。金銭的に厳しいという理由が 1 名、家族の同意を得られず実現できなかったケースが複数あった。家族の同意が得られない背景として、施設のほうが安心というイメージをもたれる方が多いのが実情である。

### (2) 法人事業所が連動した地域のセーフティネットの体制づくり

どうかんは、地域におけるセーフティネットの役割・機能を強化し、ささぼし等地域の機関との連動のもと、緊急の相談や虐待被害者の保護に努めた。

どうかんの短期入所事業は、のべ 3522 日、実人数 40 名であった。昨年度と比較すると 700 日ほど減少しているが、これは長期の利用となっていた短期入所者 3 名が入所利用に切り替わったためである。

緊急保護で受け入れたケースがそのままロングステイになっている方がいるが、他施設も含め、入所まで至ることが極めて難しい状況である。

緊急の相談件数は、51 件（前年度 64 件）あり、実際の受け入れは 24 件（前年度 25 件）であった。内訳は、「介護者等の入院や死亡」9 件「行動障害や精神症状などによる対応困難」8 件、「虐待」4 件、「その他」3 件となっている。

さいたま市障害者緊急一時保護業務としては、本年度のべ 2 日、実人数 1 名の利用があった。

### (3) 様々な障害のある人たちの社会参加の実現

ぽとふ館では、重症心身障害のある方たちをできる限り受け入れた。医療ケアのある方の受け入れも進め、看護師による医療ケアも実施した。

また、行動障害のある方については、障害特性に配慮した個別の環境設定を進め、適応を図るとともに、社会参加の支援に力を入れた。

アートのプログラムにも力を入れ、作品を通してさまざまな社会参加の機会を作った。開所初年度ではあったが、「おいでよ、ぽとふまつり」も開催でき、作品を披露したり、地域の方との交流が図れた。

### (4) 多機能型事業所ぽとふ館で実施する居宅介護事業、相談支援事業、短期入所事業を組み合わせた在宅支援の取り組み

相談支援事業セロリは、ぽとふ館利用者を中心として、サービス等利用計画の作成を行った。利用の相談を通じて、他のサービスも組み合わせ調整するなど、在宅生活の支援に努めた。

ぽとふ館における短期入所事業および居宅介護事業については、ニーズが多数あることを把握した。しかし、職員の採用が予定通りにできず、特に有資格者の確保ができなかったため、計画通りに進められなかった。年度末には職員体制も整いつつあり、次年度は運営を軌道に乗せていく予定である。

### (5) 指定相談支援事業所「レタス」、「セロリ」と「ささぼし」における、計画相談に関する地域相談システムづくり

レタス、セロリ、ささぼしの3つの相談支援事業所の連携により、計画相談を進めることができるようになった。同法人内で3か所の相談支援事業所を運営することにより、それぞれの強みを活かして活動ができ、相談員の負担の軽減につながり、事業所につなぐ流れも円滑に行えるようになった。

また、地域の相談支援システムづくりの推進のため、「相談支援アドバイザー」として遅塚昭彦氏に岩槻区相談支援連絡会等に出席してもらった。

### (6) 岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」の運営を通じた行政との連携および関係諸機関とのネットワークづくり

ささぼしでは、岩槻区と連携して、岩槻区相談支援連絡会および定期連絡会を通じた連携の強化と、岩槻区顔の見えるネットワーク会議を通じた地域の支援ネットワークづくりに努めた。

顔の見えるネットワーク会議については、その取り組みがさいたま市から評価されており、さいたま市内の他の区でも実施することが協議されている。

## 5. 人材の育成・確保

人材確保に努めたが、求職者が少ない状況が続いている。合同面接会でも求職者総数が少なく、他の求職方法を広く検討したが、採用者は予定数には至らなかった。中途採用の職員に対しては、経験に配慮しながら内部研修を行った。

人材育成については、キャリアパスの体系を整え、職員への周知を図った。キャリアパスに応じた、求められる資質等を明確にし、待遇の改善、研修等の育成計画、資格取得の補助などを進めた。

また、法人研修委員会を設置し、法人内研修の体系化を進めるとともに、ささの会研修計画を策定した。計画に基づき、新任には、エルダー制度と新任研修プログラムを実施した。また、法人内の虐待防止・権利擁護研修には法人のほぼすべての非常勤職員が参加した。

施設外研修は、研修計画をもとに、年間で 109 研修、195 名の職員（延べ 253 日）を参加させた。埼玉県相談支援従事者初任者研修に 1 名、埼玉県サービス管理責任者養成研修に 2 名の職員を受講させた。

また、職員派遣は以下の通り実施した。

**（委員等）**

埼玉県社会福祉審議会 1 名、埼玉県障害者自立支援協議会・委員 1 名、埼玉県自立支援協議会・人材育成部会 1 名、埼玉県入所調整会議・作業部会 1 名、さいたま市障害者政策委員会・委員 1 名、さいたま市自立支援協議会・作業部会委員 1 名、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 1 名、さいたま市市民会議ファシリテーター 2 名、岩槻区民会議 1 名、埼玉県社会福祉協議会・評議員 1 名、埼玉県生活サポート協会理事 1 名、川口市および朝霞市の介護給付等の支給に関する審査会委員 1 名、埼玉県発達障害福祉協会・理事 1 名、各委員会 5 名、各部会 7 名

**（研修講師等）**

埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修講師 4 名、埼玉県サービス管理責任者養成研修（介護部門）講師 2 名、埼玉県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）2 名、国サービス管理責任者養成指導者研修講師 1 名、さいたま市社会福祉協議会キャリアパス研修 1 名、宮代特別支援学校就職支援アドバイザー 1 名その他

**6. 地域との共生**

どうかんでは笹久保自治会、ほがらかホームでは元浅間第二自治会、黒谷自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加するなど、交流を深めた。特に 9 月 13 日に行われた子ども土俵入りでは笹久保自治会にお誘いをいただき、古式土俵入りでは席を用意していただくなどの格別の配慮をいただいた。

ぽとふ館は箕輪自治会、ローズ自治会に加入し、行事等でご支援をいただいた。

**7. 防災対策の強化**

各事業所において避難訓練を定期的実施した。また、法人リスク管理委員会にて、総合防災計画の見直しを行った。

消防法改定に伴うグループホームのスプリンクラー整備については、平成 27 年度さいたま市障害者（児）施設等施設整備費補助金の交付を受け、3 棟に設置した。

**8. 各事業所における家族との連携**

各事業所において、家族との連携を密にとるよう心掛けた。特にぽとふ館では月 1 回の広報紙を発行し、情報提供に努めた。法人広報誌は予定していた年 1 回の発行ができた。さらにホームページの開設を機に、家族への情報提供の質を高めていきたい。

今後は社会福祉法の改正に伴って、ご本人、家族の声を運営に反映させるためのしくみづくりが必要となる。家族を交えた検討が年度末より始まった。